

入札契約制度（素案）に係る説明会

< 建設工事 >



令和6年9月
広島県水道広域連合企業団

- 1 広島県水道広域連合企業団について
- 2 入札契約制度(素案)について
- 3 今後の予定
- 4 その他
- 5 質疑応答

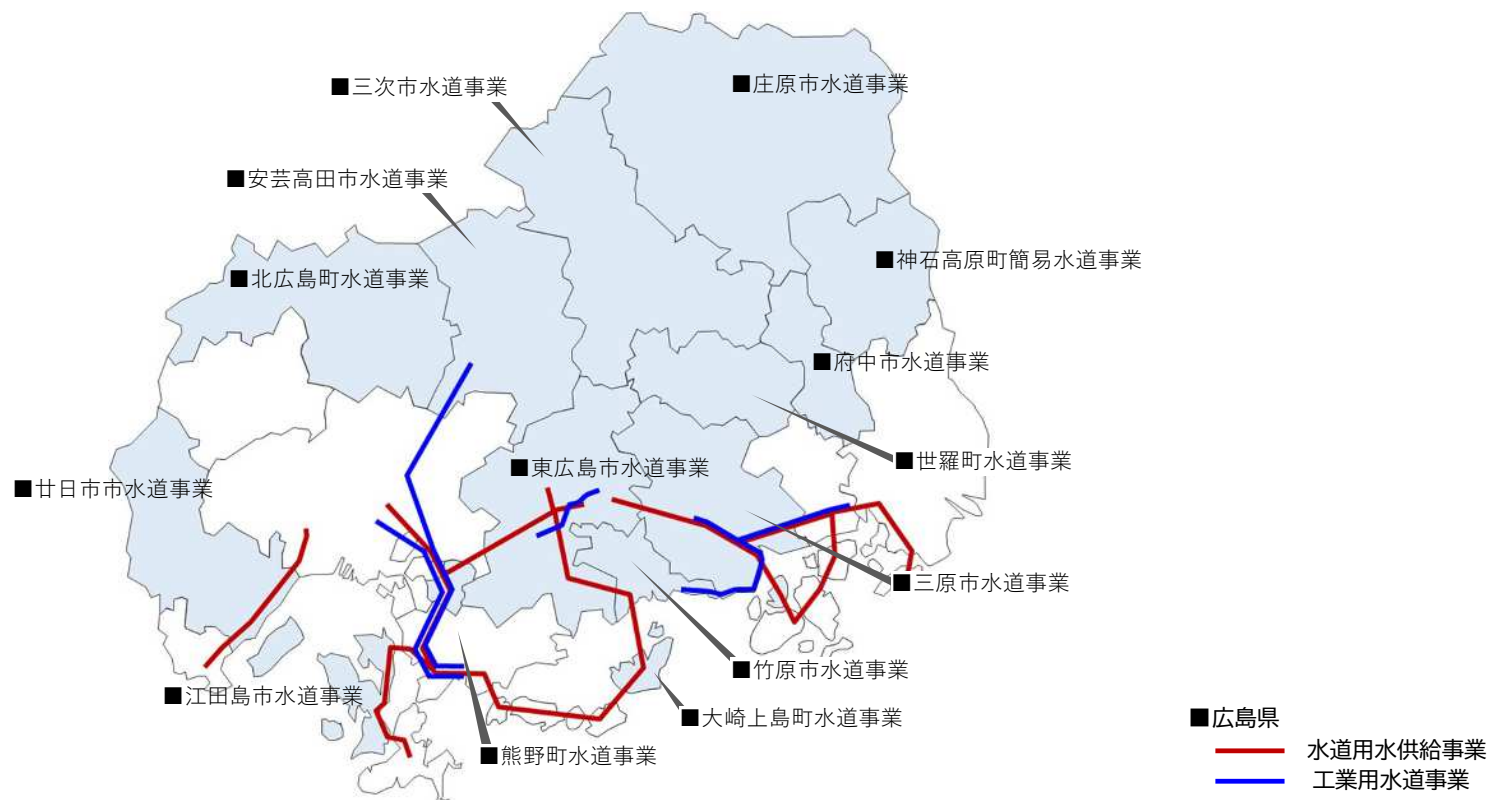
1 広島県水道広域連合企業団について

1 広島県水道広域連合企業団について



(1)概況

- 広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）は、14市町と県（以下「構成団体」という。）が、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業を共同で経営することを目的に設立した特別地方公共団体
- 令和5年4月から事業を開始している



1 広島県水道広域連合企業団について

(2)基本理念 ～水道企業団の責務・目的～

- 水道企業団は、多様な背景を持つ市町と県が統合し、相乗効果を発揮するとともに、環境の変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する
- 水道企業団は、水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献する

(3)基本方針 ～水道企業団の取組の方向性～

ア 上質なサービスの提供

- ・ 水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供
- ・ 低廉な料金の維持
- ・ デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供

イ 施設・維持管理の最適化

- ・ 国交付金を最大限活用し、全体最適の観点から施設を再編整備
- ・ デジタル化や重複業務の一元化、民間活用などによる効率的な維持管理
- ・ 施設の強靱化、バックアップ機能の強化などによる危機管理体制の強化
- ・ 効率的な水運用や高効率機器の導入などによる環境負荷の低減

ウ 組織・管理体制の強化

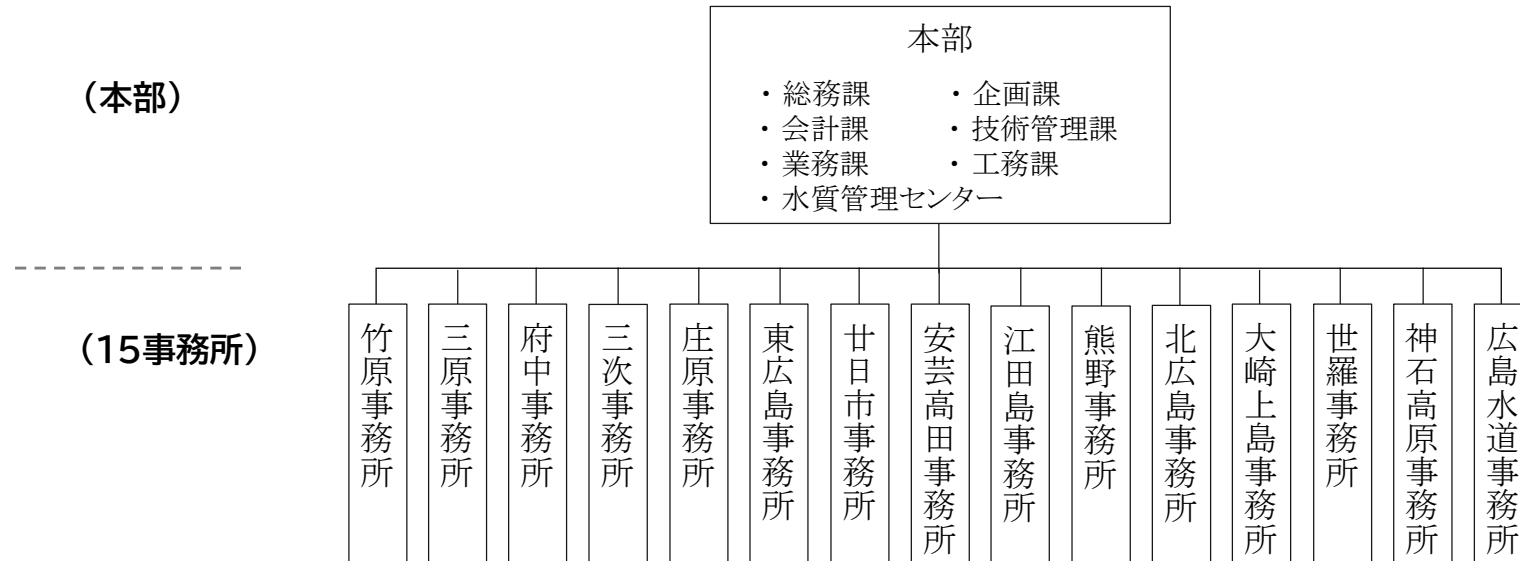
- ・ 簡素で効率的な組織、柔軟で機動的な組織の整備
- ・ 迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能なガバナンス体制の整備
- ・ 計画的な人材育成による水道の専門家集団の構築

1 広島県水道広域連合企業団について

(4)組織体制及び工事執行

- 水道企業団の組織体制は、本部と15事務所で構成している
- 工事の執行に関しては、原則、浄水場の新設など施設の再編整備に係る工事は本部が行い、更新工事は各事務所が行う
ただし、事務所の工事量等を勘案し、必要に応じて本部が事務所をバックアップ

【組織体制】



2 入札契約制度（素案）について

2 入札契約制度(素案)について



○ 建設工事に係る主な制度と適用範囲

適用範囲 区分	請負対象設計金額 (税込み)				
	2.5百万円	1千万円	5千万円	2億円	5億円
入札方式等	一般競争入札				
	指名競争入札				
	随意契約				
	(価格競争)			総合評価落札方式	
			総合評価落札方式		
ダンピング 対策	最低制限価格制度			低入札価格調査制度	
特定建設工事 共同企業体 (JV)					
予定価格の 公表	事前公表			事後公表	
入札ボンド					

2 入札契約制度(素案)について



(1)入札契約制度とは

- 建設工事や設計等業務委託を実施するにあたって必要となる入札、契約及び監督・検査に関する基準類などであり、水道企業団で独自に定めるものとする

(2)入札契約制度の統一

- 令和5～7年度の3年間は、暫定運用として、水道企業団本部及び広島水道事務所は県の制度に、その他の事務所は構成団体（14市町）の制度に準拠
- 令和8年度から水道企業団の制度により、統一運用を開始

【スケジュール】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
入札契約・検査制度	本部・広島水道事務所： <u>県制度に準拠</u>			<u>水道企業団の制度</u>
	その他事務所： <u>構成団体の制度に準拠</u>			

2 入札契約制度(素案)について



(3)入札契約制度統一の基本的な考え方

- 水道企業団は、ひとつの水道事業者として、次に掲げる目的を達成し、適切な公共調達を実現するため、入札契約制度を統一する。

(目的)

- ・ 公正な競争の確保
 - ・ 入札手続の透明性の向上
 - ・ コストの縮減
 - ・ 工事の品質の確保
 - ・ 地元企業の参入機会を増やすことによる地域経済の活性化
- 制度の構築にあたっては、水道企業団の事業エリアが県全域となることから、県の制度をベースとし、将来にわたって、水道施設の適切な整備・維持管理、災害時に迅速な対応が行えるよう、その重要な担い手である建設業者や建設コンサルタントについて、技術力・競争力向上が図られつつ、安定的持続的に担い手が確保、育成されている状態を目指します。
 - 水道企業団は、水道事業に特化した団体であり、多様な背景を持つ市町と県が統合したという実情を考慮し、工事の入札参加資格要件などのルール作りを行う

2 入札契約制度(素案)について



(4)入札参加資格者名簿について

① 名簿の取扱いについて

令和8年度からは、水道企業団の独自名簿（32業種）を運用します。

② 水道企業団の名簿への登録要件

名簿の登録に当たっては、広島県建設工事等入札参加資格の認定を受けていることを要件とします。

③ 建設業者の皆様へのお願い

令和8年度からの水道企業団の入札に参加するためには、令和7年度（受付期間等は調整中）に水道企業団の入札参加資格者名簿への登録が必要となります。

登録に際しては、広島県の入札参加資格者名簿への登録を要件としますので、未登録の建設業者様については、事前の手続きをお願いします。

△名簿の取扱いについて△

発注機関 \ 年度	令和7年度まで	令和8年度から
本部・広島水道事務所	広島県入札参加資格者名簿を利用	水道企業団の入札参加資格者名簿により運用
各事務所 (広島水道事務所を除く)	各構成団体の入札参加資格者名簿を利用	

2 入札契約制度(素案)について



(5)格付について

① 格付

- 水道企業団では、水道事業において利用頻度の高い6業種については、水道企業団独自の評価項目を設定し、登録業者の格付を行います。

対象業種： 土木一式工事
電気工事
管工事
機械器具設置工事
電気通信工事
水道施設工事

- その他、26業種（そのうち17業種は格付なし）については、広島県の建設工事等入札参加資格者名簿における格付を適用します。

プレストレストコンクリート工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、
とび・土工・コンクリート工事、法面処理工事、石工事、屋根工事
タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、鉄筋工事
舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事
防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、さく井工事
建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

2 入札契約制度(素案)について



② 評価方法

- 水道事業において利用頻度の高い6業種については、当面の間、広島県の建設工事等入札参加資格者名簿における総合数値のうち、客観的事項の審査（経営事項審査）による客観数値のみにより、格付を行います。
- 主観的事項の審査（主観数値の算出）には、水道企業団発注の工事成績の蓄積等に一定の期間を要するため、令和11年度を目標に審査を行う予定としています。

主観数値の導入スケジュール（案）

主観的事項	評価対象期間					
	R8	R9	R10	R11	R12	R13
水道企業団発注工事成績				R11		R13
優良表彰回数				R12		R14
指名除外等の契約制限				名簿で評価		名簿で評価
地域貢献		申請時の取組を確認				

※項目は現在の検討案

○令和8年度から令和10年度末まで
総合数値 = 客観数値
(経営事項審査の総合評点)

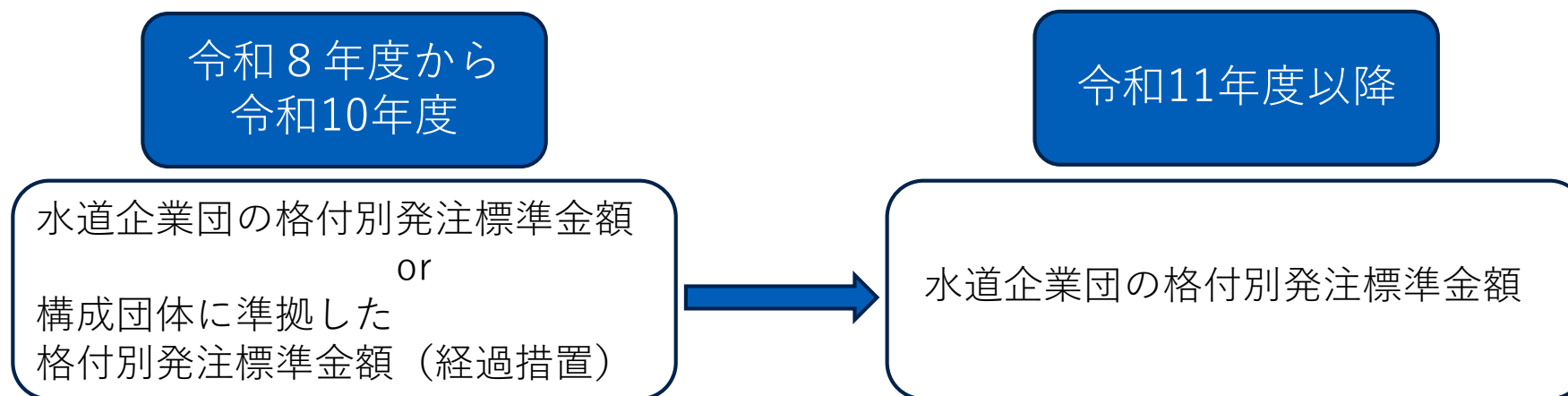
○令和11年度以降
総合数値 = 客観数値 + 主観数値
(経営事項審査の総合評点) (主観的事項の審査による数値)

2 入札契約制度(素案)について



③ 発注基準（格付別の発注標準金額）

- 格付別の発注標準金額を設定し、統一運用することにより、各工事の請負対象設計金額に応じて参加できる格付を設定していきます。
- ただし、これまでの入札状況と相違が大きいなど、統一した格付別の発注標準金額の適用が難しい場合は、令和10年度末までの経過措置として、構成団体に準拠した格付別の発注標準金額を、別途、定めることとします。



④ 各工事の入札参加資格要件

- 入札参加資格要件にある営業所所在地等の要件は、令和8年度からの統一運用においても、従前のものを基本とします。

2 入札契約制度(素案)について



(6)主な制度について

① 入札方式等

ア 入札方式

原則、一般競争入札とします。

ただし、請負対象設計金額 1 千万円未満の工事については、指名競争入札によることができることとします。

入札方式	概要
事後審査型一般競争入札	入札後に落札候補者について、必要な資格を審査する方式、原則、全ての工事を対象とする。
事前審査型一般競争入札	入札前に入札参加者に必要な資格を審査する方式であり、必要に応じて対象とする。

イ ダンピング対策

(ア) 低入札価格調査制度の対象となる工事

総合評価落札方式の建設工事又は、請負対象設計金額 2 億円以上（当面の間）の建設工事

(イ) 最低制限価格制度の対象となる工事

請負対象設計金額 2 億円未満（当面の間）の建設工事
（総合評価落札方式の建設工事を除く）

2 入札契約制度(素案)について



② 総合評価落札方式

ア 対象工事及び適用基準

請負対象設計金額が2億円以上（当面の間）の建設工事については、工事内容に応じて、次のいずれかの形式により入札を実施します。ただし、請負対象設計金額が2億円未満の建設工事においても、工事内容等により適用する必要があると判断した場合は、適用対象とします。

総合評価落札方式 の形式	請負対象設計金額	工事内容
技術評価1型	2億円以上	特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含み、技術的な工夫の余地が大きい工事において、工事目的物の品質確保の方法等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
技術評価2型		特に品質の確保、耐久性を重視する工種や施工難易度の高い工種を含むものの、技術的な工夫の余地が小さい工事において、一般交通等への安全対策、周辺環境への影響緩和対策等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価1型		技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
実績評価2型		技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同一業種工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事

2 入札契約制度(素案)について



③ 指名競争入札、随意契約

ア 指名競争入札

発注者が、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して入札を行う方法

<地方自治法施行令で定める要件>

- (ア) その性質又は目的が一般競争入札に適さないとき
- (イ) 競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- (ウ) 一般競争に付することが不利と認められるとき

イ 随意契約

競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法

<地方自治法施行令で定める要件>

- (ア) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (イ) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (ウ) 競争入札に付した結果、入札者がいないとき
- (エ) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- (オ) 一定金額以下の少額契約を締結するとき
⇒ 工事・製造請負 250万円以下
- (カ) 落札者が契約を締結しないとき。
- (キ) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき

2 入札契約制度(素案)について



④ 特定建設工事共同企業体

対象工事

- ・ 1 件の請負対象設計金額が 5 億円以上の土木構造物、建築物又は設備
- ・ 工事の性格等に照らして、共同施工により効果的かつ円滑に工事を実施する必要がある工事
- ・ 特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要がある工事

請負対象設計金額	構成員数	組合せ
5億円以上 20億円未満	2者	AA 又は AB
20億円以上 30億円未満	3者	AAA 又は AAB
30億円以上 50億円未満		AAA

※50億円以上の工事については、4者以上の組み合わせができることとする。

2 入札契約制度(素案)について



⑤ 予定価格の公表

水道企業団が発注する工事の入札においては、対象工事の請負対象設計金額に応じて、次表のとおり予定価格を公表します。

時期	対象工事		公表方法	
	業種	請負対象設計金額		
事後	全業種	2億円以上	広島県HPの調達情報(契約締結後)	
事前	全業種	2億円未満	一般競争	広島県HPの調達情報 (入札公告)
			指名競争	広島県HPの調達情報 (入札公告) 指名通知書 入札等一覧表

2 入札契約制度(素案)について



⑥ 工事費内訳書

ア 目的

入札者の見積根拠を明確にし、適正な積算の確保を図るため、入札に際し、工事費内訳書の提出を義務付けます。

イ 対象工事

一般競争入札又は指名競争入札により発注するすべての工事

ウ 不備があった場合の取扱い

工事費内訳書を提出しない場合又は記載内容に不備があって必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札を失格とします。また、入札書の金額と工事費内訳書の内容が一致しない場合にも、当該入札は失格としますのでご注意ください。

(工事費内訳書の記載内容不備の例)

- ・表紙が添付されていない場合
- ・全く別の工事名が記載されている場合
- ・転記ミス、記載漏れ又は違算等により積算内容が確認できない場合
- ・提出を求めていたにもかかわらず1式当り明細表等が添付されていない場合 等

2 入札契約制度(素案)について



⑦ 前金払・中間前金払

ア 前金払

前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額の10分の4以内の額を支払います。ただし、低入札価格調査制度を適用する工事において同制度の基準価格を下回る金額により契約を締結した場合は、請求により請負代金の10分の2以内の支払いとなります。

イ 中間前金払

中間前金払の保証契約締結を前提に、請求により請負代金額50万円以上の工事につき、次の全ての要件を満たす場合に、請負代金額の10分の2以内の額を支払します。

- (ア) 工期の2分の1を経過していること。
- (イ) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (ウ) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 入札契約制度(素案)について



⑧ その他事項

入札契約制度(素案)の詳細については、水道企業団のホームページに掲載しています。

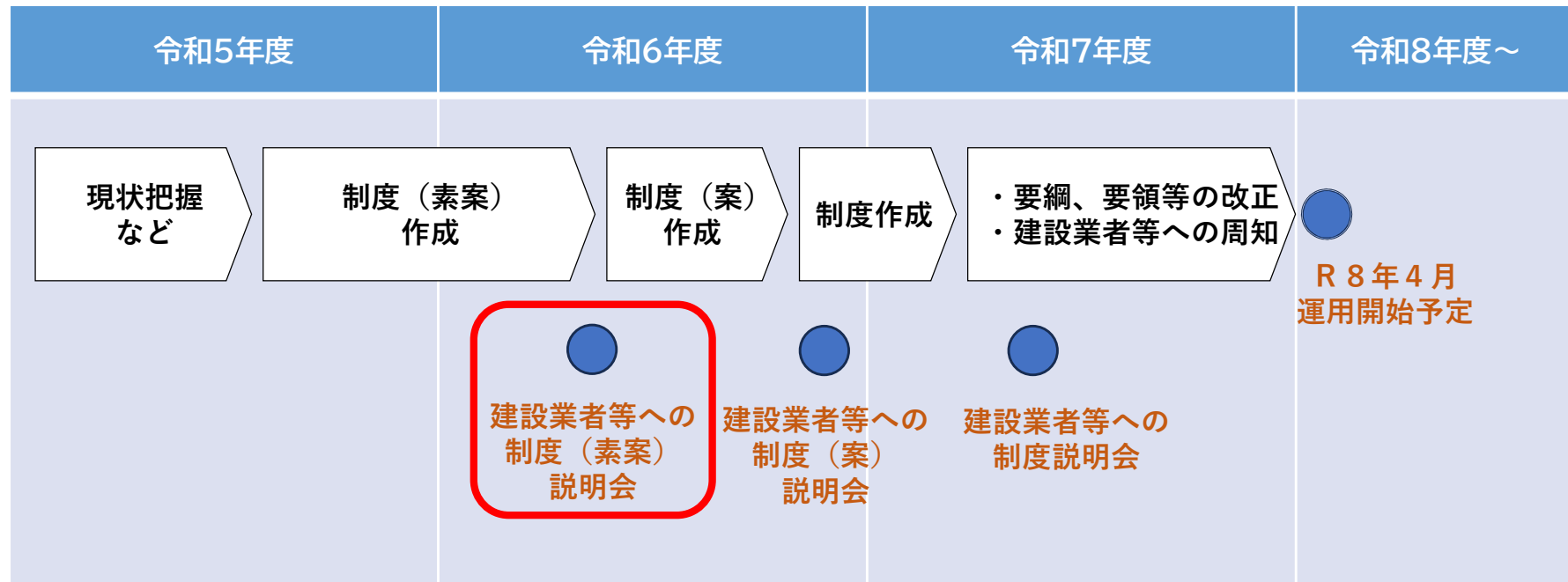
→広島県水道広域連合企業団
(<https://www.union.Hiroshima-water.lg.jp/>)

3 今後の予定

3 今後の予定



(1) スケジュール



4 その他

<問合せ窓口>

御不明な点等ございましたら、次の連絡先までお願いします。

連絡先

広島県水道広域連合企業団 技術管理課 野村、門田、狩野

電話 : 050-3785-2840

E-mail: gijutsukanri@union.hiroshima-water.lg.jp

5 質疑応答

終了

ご清聴ありがとうございました